

令和3年6月18日判決言渡。同日原本領收。裁判所書記官
平成30年(ワ)第9849号 商品先物取引仕切差損金請求事件（以下「第1事件」という。）
平成30年(ワ)第22732号 損害賠償請求事件（以下「第2事件」という。）
口頭弁論終結日 令和3年3月5日

判決

第1事件被告兼第2事件原告

（以下「原告」という。）

同訴訟代理人弁護士

荒井哲朗子志裕一郎浩代樹
浅井淳太田反田頤友知直
五津見次田村竹

東京都中央区日本橋久松町12番8号

第1事件原告兼第2事件被告

A.Iゴールド証券株式会社

（旧商号・カネツEX証券株式会社。）

以下「被告証券会社」という。）

上記代表者代表取締役

若林正俊

東京都中央区日本橋久松町12番8号

第2事件被告

カネツ商事株式会社

（以下「被告商事会社」といい、被告証券会社と併せて「被告ら」という。）

上記代表者代表取締役

塩飽誠

被告ら訴訟代理人弁護士

主

佐久間洋一
山岸潤子
前田千春
廣江茜
大橋健一
文

1 第1事件

(1) 原告は、被告証券会社に対し、276万4080円及びこれに対する平成30年5月5日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

(2) 被告証券会社のその余の請求を棄却する。

2 第2事件

(1) 被告らは、原告に対し、連帶して2056万8000円及びこれに対する平成30年2月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3. 訴訟費用は、第1事件・第2事件を通じて、原告に生じた費用の2分の1と被告証券会社に生じた費用との合計の19分の11を原告の、19分の8を被告証券会社の各負担とし、原告に生じた費用の2分の1と被告商事会社に生じた費用との合計の5分の3を原告の、5分の2を被告商事会社の各負担とする。

4. この判決は、第1項(1)及び第2項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

25 第1請求

1 第1事件

原告は、被告証券会社に対し、691万0200円及びこれに対する平成30年2月10日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

2 第2事件

被告らは、原告に対し、連帶して5105万円及びこれに対する平成30年2月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 第1事件は、被告証券会社（令和2年10月1日より前の商号は「カネツFX証券株式会社」）が、原告に対し、両者間の商品先物取引委託契約（以下「本件委託契約」という。）に基づく平成29年12月25日から平成30年2月9日までの金の商品先物取引（以下「本件取引」という。）により、原告に5332万0200円の仕切差損金（委託手数料及び消費税を含む。以下同じ。）が生じたとして、本件委託契約に基づく仕切差損金請求権に基づき、上記仕切差損金から原告により預託されていた取引証拠金4641万円を控除した残額である691万0200円及びこれに対する平成30年2月10日（支払期限の翌日）から支払済みまで商事法定利率年6分（平成29年法律第45号による削除前の商法514条所定の利率。以下同じ。）の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

第2事件は、原告が、本件取引について、被告商事会社の従業員らにより、不招請勧誘禁止違反、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、無意味な特定売買、過当な反復売買及び一任売買に該当する一連一体の違法な勧誘があり、これにより原告が損害を被った旨主張して、商品先物取引業者である被告証券会社の委託を受けて、原告に本件取引の勧誘をした商品先物取引仲介業者である被告商事会社に対し、民法709条1項又は715条1項本文に基づき、被告商事会社の所属商品先物取引業者である被告証券会社に対し、商品先物取引法（以下、単に「法」という。）240条の26に基づき、上記仕切差損金のうち既払分4641万円及び弁護士費用

464万円の合計5105万円並びにこれに対する平成30年2月9日（一連の違法行為の最終日）から支払済みまで民法所定の年5分（平成29年法律第44号による改正前の民法404条所定の利率。以下同じ。）の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

ア 原告は、昭和51年[]生まれの[]性であり、本件取引時、3[]歳であった。原告は、大学卒業後、[]の営業職として数年勤め、本件取引当時、[]関連のグローバル企業である[]においてマネージャーとして勤務していた。

(甲A1)

イ 被告証券会社は、平成17年12月26日に金融商品取引業等を目的として設立された株式会社である。被告証券会社は、株式会社東京商品取引所の受託取引参加者であるフィリップ証券株式会社を取次先とする法23条所定の商品先物取引業者として、顧客から、商品取引市場に上場されている商品の先物取引の委託を受け、取次先の名をもって執行すること等を業としている。被告証券会社は、被告商事会社の法240条の3第1項4号所定の所属商品先物取引業者である。

被告商事会社は、被告証券会社で取り扱っている商品について、法29条所定の商品先物取引仲介業者として、被告証券会社の委託を受け、被告証券会社のため商品市場における取引の委託の媒介等を業として行う株式会社である。

(争いのない事実)

ウ A[]（以下「A[]」という。）は、本件取引当時、被告商事会

社の従業員であり、被告商事会社の課長の肩書で金融商品取引の外務員として、原告に対し、本件取引に係る勧誘を担当していた。なお、Aは、平成 [] 年 [] 月 [] 日、被告商事会社を退職した。

B（以下「B」という。）は、被告商事会社の従業員であり、本件取引当時、被告商事会社の次長の肩書で金融商品取引の外務員として、原告に対し、本件取引に係る勧誘を担当していた。

（甲 A 1, 16, 21~23, 50, 83, 84, 乙 2, 55）

（2）本件取引の概要等

ア 原告は、平成 29 年 1 月 16 日、商品先物取引の通常取引（商品市場における相場等の変動により損失の額が取引証拠金等の額を上回るおそれのある商品取引契約に基づく取引。以下「通常先物取引」ということがある。）を行うに当たり、A に対し、被告証券会社及び被告商事会社を宛先とする通常取引口座設定申込書（甲 A 1, 乙 6。以下「本件申込書」という。）を提出した。そして、原告は、同月 19 日、被告商事会社管理部（以下、単に「管理部」という。）との面談審査に参加し、その後、通常先物取引の開始に関し、被告らから許可を受けた。

そこで、原告は、同日、A と面談した際、被告証券会社との関係で、商品取引所の商品市場における取引の委託の取次ぎを被告証券会社に委託（本件委託契約）するため、東京商品取引所の受託契約準則（甲 A 2 の 1）に基づき、取引を行うことを承諾する旨記載された「約諾書」（甲 A 3。以下「本件約諾書」という。）に署名押印し、被告商事会社との関係では、商品取引所の商品先物取引の委託の媒介を被告商事会社に委託するため、日本商品先物取引協会の定める商品先物取引業務に関する規則（甲 A 6 1）及び上記準則に基づき、取引を行うことを承諾する旨記載された「商品先物取引媒介約諾書」（甲 A 2 9。以下「本件媒介約諾書」という。）に署名押印して、もって法 24 条所定の商品取引契約を締結した。

(甲A1~3, 27~29, 61, 乙6)

イ 原告は、平成29年12月25日から平成30年2月8日までの間、別紙出入金一覧表に記載のとおり、取引証拠金として4784万5200円を入金した。なお、原告は、同年1月12日、同日までに預け入れた取引証拠金の合計額がその当時の投資可能資金額4000万円を超過したことから、預託した取引証拠金から超過分143万5200円を出金する手続をした。以上のとおり、原告は、本件取引に当たり、合計4641万円の取引証拠金を入金した。

(甲A7, 8)

ウ 原告は、平成29年12月25日から平成30年2月9日まで、別紙建玉分析表に記載のとおり、本件取引を行った。なお、取引数量単位は「枚」、1枚は1kg、相手値段、約定値段及び約定金額は「円」、約定金額単位は1g当たりである。また、本件取引に当たり、買付又は売付の委託は、各1枚につき、新規売買、決済（転売又は買戻）とも各1万円（税込み1万0800円）の手数料がかかり、手数料に対する消費税率は8パーセントであった。

(甲A6, 7, 19, 21, 25)

エ 原告は、本件取引の終了した平成30年2月9日の時点で、仕切差損金として合計5332万0200円（売買差金3902万1000円、委託手数料1324万円及び消費税105万9200円）の損失が生じた。

(甲A5~8)

(3) 主務省のガイドライン等

ア 主務省は、平成17年5月1日、商品取引員の勧誘行為等に係る規則についての解釈指針を示すことにより、商品取引員の受託業務の適正化を通じた委託者の保護を図ることを目的として、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」（乙10。以下「本件ガイドライン」という。）

を制定、施行した。本件ガイドラインには、要旨、次の記載があった。なお、本件ガイドラインは、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(乙1.1。以下「本件監督指針」という。)の施行に伴って廃止されている。

(ア) 顧客の属性の把握

商品取引員は、適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘に該当するかどうかの判断を行うため、顧客の知識、経験及び財産の状況に関する情報の提供を求め、顧客の属性の把握に努めることが求められる。このため、商品取引員は、取引を勧誘する顧客について、その申告に基づき、氏名、住所、生年月日、職業、収入、資産の状況、投資可能資金額、商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度等について、情報収集を行う必要がある。

なお、投資可能資金額については、①顧客が、商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等（法21.7条1項1号に規定する取引証拠金等をいい、相場の変動等によって追加的に預託が必要な追証拠金その他の種類の証拠金（以下「追証拠金等」という。）を含む。以下同じ。）の性質を十分に理解した上で、損害を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいい、②既に商品先物取引によって損失（評価損を含む。）及び手数料並びに手数料に係る消費税（以下「損失額等」という。）が発生している場合には、顧客が当初届け出た投資可能資金額から当該損失額等を控除した額を、当該顧客の投資可能資金額とする旨の注意書きが記載されている。

(イ) 原則として不適当と認められる勧誘

投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘は、適合性の原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘であると考えられる。ただし、不適当と認められない例外の要件に該当し、かつ、

それを社内審査手続において厳格に審査した上で確認した場合には、直ちに適合性の原則に照らし不適当と認められる勧誘にはならないと考えられる。

なお、上記の勧誘に関し、取引を継続するために追証拠金等を預託することにより取引証拠金等の金額が投資可能資金額を超えることとなる場合、顧客に対し追証拠金等を支払って取引を継続するよう勧める行為は、上記の適合性原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘に該当する旨の注意書きが記載されている。

(ii) 不適当と認められない例外の要件

投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘についてでは、①顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び②新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることの各要件を満たしていることを証明できるものがあることに加え、③顧客本人の自筆により、自らが適合性原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、上記例外の要件を自らが満たすことについても確認している旨の書面による申告があることを満たす必要がある。

(i) 商品先物取引未経験者の保護措置

①過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験がない者に対し、②受託契約締結後の一定の期間において③商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量を超える取引の勧誘を行う場合には、適合性原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘となると考えられる。

なお、過去一定期間以上とは、直近の3年以内に延べ90日間以上を目安とし、一定の期間とは、最初の取引を行う日から最低3か月を経過する日までの期間を目安とし、商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量とは、建玉時に預託する取引証拠金等の額が、顧客が申告し

た投資可能資金額の3分の1となる水準（以下「本件水準」という。）を目安とする旨の注意書きが記載されている。

また、上記期間において、上記の商品先物取引の経験がない顧客に対し投資可能資金額の引上げを勧めることも、適合性原則に照らして不適当と認められる勧誘となると考えられる。

（乙1-0、弁論の全趣旨）

イ　主務省は、平成23年1月7日、平成21年に商品取引所法が商品先物取引法に改正されたことに伴い、本件監督指針を制定、施行した。本件監督指針（乙1-1）には、要旨、次の記載があった。

（ア）適合性の原則

商品先物取引業者は、法215条の規定に基づき、商品取引契約を締結する前に、顧客の知識、経験、財産の状況、商品取引契約を締結する目的に応じた取引内容や取引条件に留意し、適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘に該当するか否かの総合的な判断を合理的に行うことにより、適正な勧誘の履行を確保する必要がある。

また、個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項について、①勧誘に当たっての前提となる「顧客の属性等」の把握の方法として、「投資可能資金額」とは、顧客が、商品デリバティブ取引の性質を十分に理解した上で、損失（手数料等を含む。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、その意味を顧客が理解できるよう、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することとなっていないか、商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を分かりやすく説明し、顧客が十分に理解しているかについて、適切に把握しているか、また、顧客による投資可能資金額の自己申告の内容が、当該顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大

でないことについて、書面等の形式的な審査を行うにとどまらず、当該自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によっては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によつてはその証明を求めるなど適切な方法による審査を行つてゐるか、そのための社内規則が策定され、その遵守のために適正な管理体制が構築されているか等の記載があるほか、②適合性の原則に照らして、不適当と認められる勧誘の具体例として、商品先物取引法施行規則（以下、単に「規則」という。）102条の2第3号により行うことが可能とされている勧誘を受けて商品取引契約を締結した者に対する、契約締結後最初の取引を行う日から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠金等の額が投資上限額（規則102条の2第3号ハ(2)に規定する投資上限額をいう。）の3分の1の額に達することとなる取引の勧誘が記載されていた。また、投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引の継続を勧める行為を含む。）やデリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められるおそれのある勧誘であると考えられるが、直ちに不適当と認められるものではなく、業者内審査手続等において、特に厳格に審査した上で、適合性の原則に照らして適当と認められる勧誘であることを確認した場合には、直ちに適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘にはならないと考えられる旨の記載があった。

(イ) 不招請勧誘の禁止（法214条9号）

不招請勧誘の禁止の対象は、個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために行われる店頭商品デリバティブ取引の全ての商品取引契約の勧誘

である。そして、当該商品取引契約の締結の勧誘（商品取引契約の締結を目的とした勧誘受諾意思の確認や適合性の確認を含む一切の行為をいう。）をすることは、規則102条の2に規定する行為を除き、許されない。勧誘の要請とは、顧客が業者に対して自らに対して勧誘を行うことを明確に求める指し、例えば一般的な事項に関する照会や、取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該顧客が勧誘の要請を行ったとみなすことはできない。

そして、不招請勧誘の禁止の具体例として、①法214条7号に基づく勧誘を受ける意思の確認及び規則102条の2第2号又は第3号に基づく説明を行う前に、顧客に対して勧誘を行うことは、法214条7号に基づく勧誘を受ける意思を確認しないで行う勧誘の禁止規定及び同条9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する、②顧客から勧誘の要請があった場合でも、その前に顧客に対して勧誘がなされたことを受けて顧客が勧誘を要請するなど、実質的に顧客からの勧誘の要請があったと考えられない場合は、法214条9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する、③損失限定取引又は貴金属等現物取引のために訪問し、又は電話をかけた際に、勧誘の要請がないにもかかわらず通常取引等の勧誘を行うことは、法214条9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触するなどの記載があった。

さらに、不招請勧誘禁止の対象から除外される規則102条の2の勧誘行為のうち、同条3号に規定する顧客に対する勧誘について、投資上限額とは、委託者保護の観点から顧客の保有する金融資産等から一定のルールに従い設定されるものであり、当該顧客の年収と保有金融資産額との合計額の3分の1の額を超えて投資上限額を設定してはならず、又は引き上げるべき旨の勧誘を行ってはならない旨の記載があった。

(乙11)

ウ 日本商品先物取引協会の規則（甲A6.1）

(ア) 日本商品先物取引協会は、平成3年10月2日、商品先物取引業務に関する規則（甲A6.1）を制定、施行した。同規則には、次の旨の規定があった。

I. 1条（目的）

この規則は、定款5.2条1項に基づき、会員の行う商品先物取引業務全般（以下「商品先物取引業務」という。）について、その適正化を図るためのルールを定め、その適正な運営を確保することにより、顧客の保護を図ることを目的とする。

II. 3条1項（商品先物取引業務遂行の原則）

会員は、法その他の関係法令及び本会の規則（商品市場取引にあっては商品取引所の定める規則等）を遵守するとともに、顧客に対して誠実かつ公正に、商品先物取引業務を遂行しなければならない。

III. 4条1項（適合性の原則）

会員は、商品デリバティブ取引について、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる商品先物取引業務を行ってはならない。

IV. 5条（適正な勧誘の確保と取引の自己責任原則の徹底）

会員は、商品先物取引業務を行うに当たっては、主務省の定める本件監督指針を踏まえ、法214条に定める勧誘に係る禁止事項を遵守して適正な勧誘に努めるとともに、法218条に定める説明義務等の履行その他顧客に対する必要な情報の提供により、商品デリバティブ取引は顧客自身の判断と責任において行うべきものであることについて、顧客の理解と認識を得なければならぬ。

V. 10条（手数料）

会員は、商品取引契約について顧客から手数料等を徴収する場合に

は、あらかじめ、その料率、額及び徴収方法等を当該顧客と取り決めなければならない。

VI 1.1条（過度な取引の防止）

会員は、商品取引契約締結後に顧客が行う商品デリバティブ取引が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的等に照らして過度な取引とならないよう、必要な基準を定めて管理しなければならない。

VII 1.8条（社内規則の制定及び届出）

会員は、商品先物取引業務の適正な運営及び管理に必要な事項について、本件監督指針及び本会が別に定める留意事項を踏まえ、3条、4条、1.1条に定める基準について社内規則を制定し、これを役員及び使用人に遵守させなければならない。

(イ) 日本商品先物取引協会は、平成23年1月26日、「商品先物取引業務に関する規則第1.8条1項に基づく留意事項」(甲A.6.1。以下「本件留意事項」という。)を制定、施行した。なお、本件留意事項は、本件監督指針の制定、施行に伴って、社内規則を制定する際に特に会員が留意すべき事項が定められ、適合性原則の遵守に関する事項について、要旨、次の記載がある。

I 「投資可能資金額については、監督指針の『個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項』において『損失（手数料等を含む。）を被つても生活に支障のない範囲で定める資金額』とされたので、取引による損失が申告を受けた投資可能資金額を上回ることのないよう具体的方法を定めて適切に管理する必要がある。」

II 「過度の取引の防止措置については、個人顧客に関してきめ細かに顧客管理を行う必要があるが、特に、未経験者については以下の点に留意して、未経験者保護措置の対象者及び保護措置の内容を社内規則

に規定する。また、未経験者の申告によって保護措置を解除する手続については、自社の定める経験者として扱うことの判断基準と上記3.(5)の厳格な審査が必要な場面と同等の審査を行う旨を社内規則に規定する。

- (1) 対象となる未経験者は、商品デリバティブ取引又はこれと同様のレバレッジがあると認められる取引の経験が皆無である者のみならず、これらの取引の経験が経験者として扱い得るに足る期間（例えば、3か月）に満たない者も含める。
- (2) 保護措置としては、損失の許容額である投資可能資金額に一定の率を乗じて得た額を預託することのできる取引証拠金等とすること、取引することのできる枚数等を制限するといった明確な措置を講ずる。】

(甲A6.1)

(4) 被告らの社内規則等

ア 被告証券会社の規程

被告証券会社は、平成29年10月1日、被告証券会社が委託した商品先物取引仲介業者の行う国内商品市場における商品先物取引顧客の管理等につき、その適正化を図ることを目的として、「商品先物取引仲介顧客の管理等に関する規程」（甲A6.2の1。以下「本件管理規程」という。）及び本件管理規程に関する細則（甲A6.2の2。以下「本件細則」といい併せて「本件管理規程等」という。）を制定、施行した。本件管理規程等には、要旨、次の定めがあった。なお、本件管理規程等は本件取引当時もあった。

(7) 不適当と認められるおそれのある勧誘（7条）

被告証券会社は、適合性の原則に照らし、次の各号を「不適当と認められるおそれのある勧誘」と位置付け、仲介業者にも遵守させる。ただ

し、顧客が適合性の原則に照らして不適当と認められるおそれのある勧誘について理解していること及び顧客自身がその対象者であること（以下「不適格者」という。）を理解していることを前提に、本件細則に定める条件を満たす場合には、不適格者と認められない例外とする。なお、勧誘中に不適格者と判明した場合、仲介業者に直ちに勧誘を中止させる。

I. 商品先物取引の経験がない者に対する勧誘（4号）は、不適当と認められるおそれのある勧誘とし、その例外として、商品先物取引の経験がない者であっても、商品先物取引の仕組み、ルール、投機性、リスク等を十分に理解していると確認できることを条件とする。

II. 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に対する勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引の継続を勧める行為を含む。）（5号）は、不適当と認められるおそれのある勧誘とし、その例外として、顧客から投資可能資金額を引き上げる旨の申告を前提とし、その引上げにより損失を被っても生活に支障のない資産の具体的な内容が申告されていること、引上げ以前の取引で生じた損失状況を理解していること及び商品先物取引の経験値並びに理解度の確認を条件とする。

（1）両建取引の勧誘（8条6号）

被告証券会社は、両建取引の勧誘（6号）、すなわち、①商品市場における取引等につき、委託者に対し、特定の上場商品構成物品等の売付又は買付その他これに準じる取引とこれらの取引と対当する取引の数量及び期限を同一にすることを勧めること、②規則10.3条1項9号に規定する特定の上場商品構成物品等の売付又は買付その他これに準じる取引とこれらの取引と対当する取引であって、これらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引を理解していない委託者から

受けること（ただし、委託者より当該取引について意思表示があつて、仲介業者の所定の手続に沿つて承認された場合は除く。）を不当な勧誘と位置付けし、仲介業者にも遵守させる。

(9) 投資可能資金額の設定及び変更（13条）

被告証券会社は、顧客の過度な取引を抑制するため、顧客の申告に基づき審査し、投資可能資金額を設定及び変更する。なお、投資可能資金額の設定及び変更は、本件細則を適用する。

そして、本件細則には、①「投資可能資金額の設定」に関し、被告証券会社は、商品先物取引のみを取引する場合の投資可能資金額の設定について、原則、顧客の収入+預貯金+有価証券等の合計額を基礎額とし、その基礎額の3分の1以下の範囲内で顧客が申告した投資可能資金額を上限（以下「本件上限基準」という。）として、内部管理責任者又は内部管理総括責任者が許可した金額とする旨記載されていた。また、②「投資可能資金額の変更」に関し、被告証券会社は、投資可能資金額の変更の申請について、仲介業者で次の手続を経た後、当社で認めた場合に限り変更できるものとし、「(1) 顧客より変更の意思表示、申出があること。」，「(2) 顧客の新旧の資産状況と新旧の投資可能資金額の記載された投資可能資金額の変更届及び資産の裏付けの記載された自筆の申出書が提出されること。」，「(3) 内部管理責任者が面談又は電話で投資可能資金額変更に伴うリスク等の理解度を確認し、証として理解度アンケート及び確認記録が提出されること。」，「(4) 営業責任者より投資可能資金額の変更申請書が提出されること。」及び「(5) 内部管理責任者及び内部管理総括責任者が審査し、申請額の範囲内で投資可能資金額を設定すること。」という手続が記載されていた。さらに、③投資可能資金額の変更の拒否条件につき、被告証券会社は、顧客保護の観点から、「(1) 投資可能資金額の申告が現状の金融資産の額を上回る場

合」、「(2) 顧客が取引の拡大に足るだけの十分な理解をしていないと判断された場合」又は「(3) 営業員の勧誘により、投資可能資金額変更の申請がなされたと判断された場合」に該当する場合は、原則として投資可能資金額の変更を認めない旨記載されていた。

(イ) 顧客管理（14条）

被告証券会社は、顧客管理として投資可能資金額の管理を行い、仲介業者との情報を共有するものとし、必要な場合は適正な顧客管理について仲介業者を指導するものとする。具体的には、被告証券会社は、仲介業者の顧客保護の観点から通常取引を直近の3年間で3か月以上の経験を有しない顧客を未経験者として扱い、本件細則を適用し、これを制限するものとされている。

そして、本件細則には、①商品先物取引の未経験者の保護措置として、被告証券会社は、顧客保護の観点から、通常取引について直近の3年間で3か月以上の経験を有しない顧客を未経験者として扱い、取引開始から3か月間（以下「習熟期間」という。）、委託者当初証拠金の使用制限を投資可能資金額の3分の1（本件水準と同様）までとし、習熟期間経過後も、顧客から保護措置解除の申請がなければ、これを継続する旨記載されていた。また、②商品先物取引の未経験者の保護措置解除の条件として、被告証券会社は、習熟期間経過後の顧客からの保護措置解除の申請があった場合は、仲介業者において、顧客の判断で委託者当初証拠金の使用制限を超過する取引を希望していること、顧客の商品先物取引の習熟度について客観的に確認できること、顧客が上記内容を例外要件であることを理解した上で、自らが条件を満たしていることを申告し、仲介業者の内部管理総括責任者が許可する旨の審査を経た上で、被告証券会社で認めた場合に限り、解除する旨記載されていた。

（甲A62の1・2）

イ 被告商事会社の仲介業務に関する規程

被告商事会社は、平成11年6月1日、商品先物取引に係る仲介業務について、必要な事項を定め、業務の適正な管理、運営を確保することにより、委託者の保護を図ることを目的として、「商品先物取引仲介業務管理規程」（甲A63。以下「本件仲介規程」という。）を施行した。本件仲介規程には、要旨、次の定めがあった。

(ア) 不適当と認められるおそれのある勧誘（8条）

同条には、不適当と認められるおそれのある勧誘に関する規程があり、上記ア(イ)と同内容の記載があった。

(イ) 両建取引の勧誘（10条6号）

同条には、被告商事会社は、商品先物取引の勧誘にあたり、両建取引の勧誘は行わないとして、上記ア(イ)と同内容の記載があった。

(ウ) 未経験者の保護措置等（14条、15条）

同各条には、被告商事会社は、商品先物取引の勧誘にあたり、通常取引を直近の3年間で3か月以上経験を有しない委託者を未経験者として位置付けし、当初の取引開始から3か月経過するまでの間、上記ア(エ)と同内容の保護措置を講ずるものとし、未経験者の保護措置解除の条件についても、上記ア(エ)と同内容の記載がされていた。

（甲A63）

3. 関係法令の定め

別紙関係法令等の定めのとおり

第3 爭点

1 第1事件及び第2事件の争点

- (1) 不招請勧誘禁止違反の有無（争点1）
- (2) 適合性原則違反の有無（争点2）
- (3) 断定的判断の提供の有無（争点3）

- (4) 説明義務違反の有無（争点4）
- (5) 新規委託者保護義務違反の有無（争点5）
- (6) 過当な反復売買及び無意味な特定売買の有無（争点6）
- (7) 一任売買の有無（争点7）

2 第1事件の争点

被告証券会社の原告に対する差損金支払請求が信義則に反するか（争点8）

3 第2事件の争点

- (1) 原告の損害の有無及びその額（争点9）
- (2) 過失相殺の可否（争点10）

4 争点に関する当事者の主張

1 争点1（不招請勧誘禁止違反の有無）

（原告の主張）

（1）法214条9号によれば、商品先物取引業者は、商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること（不招請勧誘）が禁止されており、本件監督指針によれば、仮に顧客から勧誘の要請があった場合でも、その前に商品先物取引業者から顧客に対して勧誘がされたことを受けて顧客が勧誘を要請するなど、実質的に顧客からの勧誘の要請があつたとはいえない場合も、同条所定の不招請勧誘の禁止に抵触するというべきである。

（2）原告は、平成29年12月13日、職場近くの飲食店でAと面談し、Aに対し、1000万円程度の資金を用いて金地金取引を行って消費税対策をしたい旨の投資意向を示したにも関わらず、Aは、原告に対し、「金の先物取引で資金を2倍くらいに増やしてから金地金取引をやりませんか。」などと言って、通常先物取引を始めるよう勧誘した。これは、商品先物取引の勧誘を要請していない原告に対する契約締結の勧誘であるから、法214条9号に違反する。また、Aは、上記飲食店で面談した翌日、原

告を被告らの事務所に訪問させ、原告が自ら商品先物取引について勧誘の要請をしたかのように作出しているが、飲食店での面談の時点で、通常先物取引に係る勧誘が行われたのであるから、原告からの勧誘の要請が事後的にされたとしても、実質的に原告からの勧誘の要請があったと評価すべきではなく、不招請勧誘の趣旨に抵触する。そうすると、本件取引には、被告商事会社の従業員による勧誘に当たり、不招請勧誘禁止違反があったというべきである。

(被告らの主張)

(1) 原告の主張(1)は争わない。

(2) 原告の主張(2)のうち、原告が職場近くの飲食店で A と面談した際に 1000万円程度の資金を用いて金地金取引を行って消費税対策をしたい旨の投資意向を示したことは認め、その余の事実は否認する。 A は、上記面談の日、原告に対し、不招請勧誘禁止の対象とされていない（法214条 15号、商品先物取引法施行令（以下、単に「施行令」という。）30条参照）金の損失限定取引を簡潔に紹介したにとどまり、むしろ、同月14日、原告が金地金取引の説明を受けるために被告らの事務所を訪問した際に、原告が「通常取引に係る勧誘の招請依頼書」（甲A16。以下「本件依頼書」という。）に署名押印して通常先物取引の勧誘をすることについて要請したため、通常先物取引の勧誘を開始した。そうすると、本件取引では、不招請勧誘禁止に反する勧誘はなかったというべきである。

2 爭点2（適合性原則違反の有無）

(原告の主張)

(1) 商品先物取引業者は、商品取引所が開設する市場に上場された商品の売買の委託を受けることを業とする商人であり、商法上の問屋に当たることから、委託者に対して善管注意義務（商法552条2項、民法644条）を負う。そして、法215条には「商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の

状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、「商品先物取引業を行わなければならない」と規定されていることからすると商品先物取引業者は、①商品先物取引の危険性や専門性という特性を踏まえ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的等に照らし、顧客が商品先物取引不適格者に該当しないかについて必要な調査を行つた上、②客観的、類型的にみて顧客が商品先物取引不適格者に該当するといえるときは、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないようすべき信義則上の義務を負っているというべきである。

(2) ア 原告の投資経験等

原告は、大学卒業後、[REDACTED]の営業職に就職した後、[REDACTED]の営業職に従事しており、本件取引当時、通常の職務が多忙であったし、本件取引以前、商品先物取引に関する投資経験がなく、その素養・知識もない状況であった。

そうすると、原告は、商品先物取引を含む投資全般について知識・経験を全く初心者であったというべきである。

なお、被告らは、原告には不動産投資の経験等があったと主張するが、不動産投資は、不動産という現物を長期保有するものであり、相場状況等に強い影響を受けるものではなく、相場状況等により即時の投資判断を求められる商品先物取引とはその性質を異にするから、不動産投資の経験があることを適合性原則の判断において重視すべきではない。

イ 原告の財産の状況等

原告は、本件取引のあった平成29年当時、給与所得1334万1523円及び不動産収入161万3949円（住宅ローン等を控除した残額。不動産収入の総額は1440万9516円であった。）の年収しかなく、同年12月25日の時点で1805万0590円の預金債権しか有しない

状況であった。

なお、原告は、本件取引を開始する際、被告商事会社の審査を通すため、本件申込書（甲A1、乙6）の収入欄に虚偽の内容を記載するよう[A]から指示を受け、財産の状況等について虚偽の記載をした。具体的には、真実は、原告の年収が上記給与所得のみであり、不動産収入はローンの支払でほとんど利益がなかったにもかかわらず、[A]は、ローンの支払を考慮しない4000万円を不動産収入として架空に計上し、原告の年収欄につき5600万円と記載するよう指示したため、原告は、[A]の指示に従い虚偽の内容を記載した。また、[A]は、原告に対し、本件水準により、取引開始時の限度額が投資可能資金額に記載された金額の3分の1までであるため、1000万円で投資を始めるには、投資可能資金額欄に少なくとも4000万円と記載する必要があり、それに伴い、流動資産欄においても、本件上限基準により、投資可能資金額の約3倍に当たる1億3000万円を流動資産として保有している旨記載する必要があると指示したことから、原告は、[A]の上記指示に従い、1805万0590円の預金債権しか有しなかったのに、流動資産欄に1億3000万円の資産があると記載するに至った。

ウ 契約締結の目的

原告は、本件取引開始前は、消費税対策を行うため1000万円を上限として金地金取引を行う意向を有し、その旨を[A]に伝えていたところ、[A]は、原告に対し、商品先物取引という投機的取引を紹介し、「現在の相場が下がっているので、これから上がる余地があり、勝てる可能性が高い。」などと勧誘した上で、原告の上記意向を殊更無視した。そして、[A]は、本件取引を開始した平成29年12月25日から同月29日までの間で、投資可能資金の上限である1000万円を超える2150万円の取引証拠金を入金させた上、合計202枚の売建玉（必要証拠金133

3万2000円)の取引をするよう勧誘した。

エ 以上のとおり、A は、原告が商品先物取引不適格者に該当しないかにつき、原告の財産状況等を把握するために必要な調査をすることではなく、むしろ、真実は原告の年収や流動資産が本件申込書記載の金額に及ばないことを知りながら、あえて異なった財産の状況を申告させ、リスクの高い本件取引を開始させた。そうすると、被告商事会社は、原告が不適格者に該当するのが明らかであるのに本件取引を開始させた違法な勧誘をしており、適合性原則に違反したというべきである。

(3) 原告は、本件取引において、別紙出入金一覧表記載のとおり、取引証拠金として4641万円を被告証券会社に振り込んだところ、そのうち2085万円は、友人からの借入金であった。具体的には、平成29年12月29日に振り込んだ400万円、平成30年1月9日に振り込んだ1693万5200円、同月22日に振り込んだ400万円のうち200万円、同年2月6日に振り込んだ41万円のうち15万円、同月7日に振り込んだ100万円のうち70万円及び同月8日に振り込んだ100万円は、いずれも友人からの借入金であり、原告は、A 及び B に対し、上記取引証拠金の原資が友人からの借入金であることを告げた。それにもかかわらず、A 及び B は、被告証券会社作成の「契約締結前交付書面 商品先物取引(通常取引契約)」(乙5)に「商品先物取引をするための借入れをしようとする者」に対する商品先物取引の委託の勧誘及び受託が常に不適当と認められる勧誘及び受託に該当する旨記載されているのに、原告に対し、建玉を決済して取引を縮小したり、新規建玉をやめたりするよう助言することもなく、むしろ、追証拠金等を入金させ、新規建玉をするよう勧誘した。そのほか、原告は、平成30年1月19日、投資可能資金額を7000万円に増額するに当たり、9000万円もの流動資産がないこと等を B に説明したのに対し、B は、原告に対し、流動資産の項目については、「辻褄が合うように振り分けてく

ださい。」と言つて虚偽の事実を記載するよう指示するなどした。このような被告商事会社の従業員による本件取引に係る勧誘は、適合性原則に照らして違法である。

(被告らの主張)

- (1) 原告の主張(1)は争う。商品先物取引業者は、顧客が商品先物取引不適格に該当しないかについて必要な調査を行う必要はなく、顧客の財産状況等を調査するような信義則上の義務を負っていない。
- (2) 原告の主張(2)について

ア 原告の投資経験等

原告が大学卒業後に営業職に従事していたこと、原告が商品先物取引の初心者に該当することは認め、その余は否認する。原告は、[] 大学

[] 学部を卒業後、[] に勤務しており、その間にファイナンシャルプランナーの最上級資格である CFP (サーティファイドファイナンシャルプランナー) を取得するなど、金融、住宅ローン、保険等の知識を有していた。また、原告は、本件取引の開始当時、不動産投資をしており、その経験からも商品先物取引に通じていた。

イ 原告の財産の状況等

否認する。原告は、年収として、1600万円の給与所得があることに加え、ローン等を控除した残額で4000万円の不動産収入があること、約1億3000万円の金融資産があることを本件申込書に記載して [A] に提出した上、管理部の従業員との面談審査においても、原告の財産の状況について同内容を申告している。また、原告は、不動産投資を目的とする合同会社の代表者を務め、原告又は同会社名義の不動産を150戸ないし200戸ほど所有していた。

ウ 契約締結の目的

原告が本件取引開始前に金地金取引を行う意向があつたこと、[A] が

原告に対して商品先物取引の勧誘をしたことは認め、その余は否認する。

原告は、Aに対し、自らの意思と判断で、商品先物取引の本件依頼書（甲A16）を提出し、Aは、原告からの要請を受け、商品先物取引の仕組み、ルール、危険性等について説明し、原告が商品先物取引について理解しているか確認した上で、「適合性の原則に係る申出書」（甲A17。以下「本件申出書」という。）を原告に署名押印させて徵求した。

したがって、原告の知識や経験、財産状況や契約締結の目的に照らすと、原告に対して本件取引の勧誘をすることは適合性原則に違反しない。

(3) 原告の主張(3)は否認ないし争う。原告は、被告らに対し、振り込んだ2085万円が友人からの借入金であることを告げず、被告商事会社に対して資産がある旨説明していた。

3 爭点3（断定的判断の提供の有無）

(原告の主張)

(1) 商品先物取引は、相場変動の大きい、リスクの高い取引であり、専門的な知識を有しない委託者において的確な投資判断を行うことが困難な取引であるから、委託者は、商品先物取引業の従業員から提供された情報を材料として取引の委託をするのが一般的であるところ、このような構造を有する商品先物取引において、商品先物取引業者は、委託者に対し、商品先物取引において利益が出ること、又は損失を取り戻せることが確実であるなどと不確定な事項について断定的な判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘してはならない（法214条1号）。

(2) Aは、本件取引の開始前である平成29年12月13日、原告に対し、「運用資金が1000万円程度である場合、金地金取引を繰り返す必要がある。1000万円の資金を個人の金の先物取引で2倍くらいに増やしてから金地金取引をやりませんか。」、「現在の相場が下がりすぎでいて、これから上がる余地が十分にあり、勝てる可能性が高い。私は、他のお客さんから

も取引のタイミングを任せてもらっていますよ。まずは A に任せていた
だき、 A やるな、と信頼してもらいたい。」などと発言し、金の相場に
関する情報を提供した上で、相場状況が A の思惑通りに推移する、その
場合は勝てる見込みが高い、 A に任せれば資金が2倍になる旨の断定的
判断を提供した。

また、 B は、平成30年1月5日、本件取引によって原告に確定損失が
生じた際、原告に対し、「私は相場で苦しめられている人ばかりを担当して
いるので、これからは安心してください。負け分をしっかり取り返しましょ
う。」「相場は必ず上がったら下がる、下がったら上がるのを繰り返すも
のです。相場では、耐えられる人は必ず勝つんですよ。」と発言し、取引証
拠金を追加して相場変動に一定の期間耐えれば、相場状況が B の思惑通り
動いて必ず利益が取り返せる旨の断定的な判断を提供した。

このような被告商事会社の従業員による本件取引に係る勧誘行為は、法2
14条1号に違反する違法なものである。

(被告らの主張)

(1) 法214条1号が断定的判断の提供を禁止した趣旨は、提供された断定的
な判断が根拠に基づかれたものと委託者が誤解することで、委託者の自主的
判断の余地がなくなるのを防止する点にあるから、商品先物取引業者による
断定的判断の提供が私法上違法と評価されるためには、判断の提供の仕方が
著しく誤解を招くような態様であり、かつ、これにより、提供された断定的
判断が確実なものであると委託者が誤信し、これを鵜呑みに取引を行ったと
いえる場合に限定されるべきである。

(2) 原告の主張のうち、① A が「相場が下がりすぎていて、これから上が
る余地が十分にあり、勝てる可能性が高い」という趣旨の発言をしたこと、
B が「相場は上がったら下がる、下がったら上がるを繰り返すものです。
相場では、耐えられる人が勝つんですよ。」という趣旨の発言をしたことは

認め、その余は否認ないし争う。A 及び B は、あくまで個人の相場観を述べたものにすぎず、原告も金の市場価格の変動予測が困難であることや商品先物取引の危険性を理解していたのであるから、仮に外形上断定的言辞を用いられたとしても、原告の年齢、職歴等に照らすと、原告がその判断を確実なものと誤信してこれを鵜呑みにしたとはいえない。そうすると、被告商事会社の従業員による本件取引に係る勧誘において、私法上違法と評価される断定的判断の提供はなかった。

4 爭点4（説明義務違反の有無）

（原告の主張）

(1) 商品先物取引業者は、商法上の問屋として、委託者に対して善管注意義務（商法552条2項、民法644条）を負うところ、法218条1項2項、217条1項及び規則104条によれば、商品先物取引業者は、先物取引の勧誘をするに当たって、先物取引の仕組みや危険性等について被勧誘者の理解力に応じて説明を尽くす義務があるというべきである。

(2) A は、本件取引に際し、金の相場が下がりすぎていること、金の相場が今後上がっていくなどの情報を提供するのに多くの時間を費やす一方で、先物取引の入門のしおりや契約締結前交付書面を用いた説明をほとんどせず、①商品先物取引の仕組み、②追加証拠金の預託が必要となる場合があること、③取引を行う際に高額の委託手数料が発生すること等について、原告に説明することはなかった。

また、④商品先物取引では、建玉について日々値洗いがなされ、評価替えに伴って損益値が計算され、一定以上の値洗損が発生した場合は、追加証拠金を預け入れない限り、建玉が強制決済される制度となっており、建玉の枚数を制限して取引を行えば、仮に評価替えに伴って値洗損が生じたとしても、証拠金を追加で預け入れる事態は直ちに生じないところ、A 及び B は、上記の仕組み等を説明することなく、本件取引の開始直後から終了までの間、

既払いの取引証拠金において受託できる最大の数量まで新規建玉させる取引を勧誘したため、相場が思惑通りに動かずには値洗損が発生した場合、強制決済を免れるために追加証拠金を送金しなければならなくなり、取引を拡大させて多額の損害を原告に被らせた。

このような被告商事会社の従業員による本件取引に係る勧誘行為は、法218条等に違反する違法なものである。

(被告らの主張)

- (1) 原告の主張(1)の商品先物取引業者に説明義務がある旨の主張は争わない。
- (2) 原告の主張(2)は否認ないし争う。Aは、平成29年12月14日、原告に対し、商品先物取引について、損失限定取引と対比して通常取引の仕組み、ルール、危険性等を説明したほか、同月16日にも、「契約締結前交付書面」(甲A19、乙5)を交付し、商品先物取引の仕組み、ルール、危険性等の法定の説明事項を丁寧に説明し、さらに、同月19日に実施された面談審査においても、管理部の従業員が、商品先物取引の仕組み等を改めて説明したのであるから、本件取引について説明義務違反はない。

5 争点5 (新規委託者保護義務違反の有無)

(原告の主張)

- (1) 商品先物取引業者は、商法上の問屋として、委託者に対して善管注意義務(商法552条2項、民法644条)を負うところ、商品先物取引業者は、善管注意義務及び信義則(民法1条2項)に基づく適合性原則の一内容(新規委託者保護義務)として、委託者に対し、委託者が自己の相場判断に基づき、取引をなし得るような知識、経験を蓄積させ、十分な自主的判断がなし得るまで、不測の損害を被らせないよう、過大な取引をさせたり、過大な取引について勧誘したりしないよう配慮する義務を負っていた。

(2) 投資金額の制限

ア 本件ガイドライン(乙10)の「5.商品先物取引未経験者の保護措置」

によれば、①直近の3年以内に延べ90日間以上を目安とした一定期間以上にわたる商品先物取引の経験がない者に対しては、②契約締結後、最初の取引を行う日から最低3か月を経過する日までを目安とする一定の期間において、③建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客の申告した投資可能資金額の3分の1となる水準（本件水準）を目安とする一定取引量を超える取引の勧誘を行う場合、又は投資可能資金額の引き上げの勧誘を行う場合は、適合性原則に照らし、原則として不適当な勧誘であると記載されていた。そして、被告らは、本件ガイドラインの上記記載と同旨の本件管理規程等及び本件仲介規程を制定、施行していた。

また、本件監督指針によれば、投資上限額とは、委託者保護の観点から顧客の保有する金融資金等から一定のルールに従い設定されるものであり、当該顧客の年収と保有金融資産合計額との合計額の3分の1の額を超えて投資上限額を設定してはならず、又は引き上げるべき旨の勧誘を行ってはならない旨規定され、被告証券会社の本件管理規程等でも、本件監督指針の趣旨のとおり、「顧客の収入+預貯金+有価証券等の合計額を基礎額とし、その基礎額の3分の1以下の範囲内で顧客が申告した投資可能資金額を上限とする」（本件上限基準）旨規定されていた。

イ(ア) 原告は、実際に投資可能な資金額の上限が1000万円であったのに、1000万円で投資を開始するためには投資可能資金額を4000万円に設定する必要がある旨 A から指示を受け、その指示に従って投資可能資金額を4000万円と本件申込書に記載したところ、A は、これを知りながら、本件取引の開始以降、取引証拠金1100万円を振り込まれ、その1週間以内に取引証拠金1050万円を追加させて、これらの取引証拠金を担保として、原告に対し、合計202枚の売玉（合計1333万2000円の取引証拠金。1枚当たり6万6000円。以下同じ。）を建てるよう勧誘した。そうすると、被告らは、投資可能資

金額の上限である1000万円を超える133.3万2000円を取引証拠金として必要とする合計202枚の建玉を行うよう勧誘しており、新規委託者である原告にとって危険かつ過大な建玉に関する取引を勧誘しているから、新規委託者保護義務に違反したというべきである。

(イ) そして、Bは、平成30年1月5日、金の相場の上昇に伴い、原告に約1607万円の確定損失が生じた直後の面談で、「これからは安心してください。負け分を取り返しましょう。」等と言って、取引を縮小することなく、更に売玉を建てるよう原告を勧誘し、同月9日、更なる取引のため、取引証拠金として約169.3万円を追加で預け入れさせ、同月12日、原告に対し、30枚の売玉を新規に建てるよう勧誘した。

ところで、投資可能資金額とは、顧客が、商品先物取引の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額をいうところ、原告は、平成30年1月5日の時点で、約1607万円の確定損失が生じていたのであるから、この時点での原告の投資可能資金額は、仮に原告の投資可能資金額が4000万円であることを前提に計算したとしても、約239.3万円であった。それにもかかわらず、B

は、前記のとおり、同月12日、原告に対し、30枚の売玉を建てるよう勧誘し、原告は、30枚の売玉を建てたため、これまでの売建玉と合わせて142枚の売玉（合計93.7万2000円の取引証拠金）を建てるに至った。

かかる建玉は、その当時の原告の投資可能資金額（本件申込書提出時の投資可能資金額4000万円から確定損失を控除した約239.3万円）のうち、3分の1（約79.7万円）を超える93.7万2000円の取引証拠金を必要とする過大な取引であるから、その勧誘は、3か月以内の一定時点における建玉の取引証拠額の総額が投資可能資金額の3分の1を超えないという本件水準に違反するものであって、新規委託者保護義

務に違反する。

(ウ) さらに、Bは、同月19日、原告の資金が尽きたことを知りながら取引の縮小を勧めるどころか、投資可能資金額を400.0万円から70.0万円に引き上げるよう勧誘した上、同月22日、取引証拠金として400万円を振り込ませ、100枚の売玉（66.0万円の取引証拠金）を新規に建てる取引を行わせ、原告は、この時点で合計242枚の売玉（合計1597万2000円の取引証拠金）を建てるに至った。なお、この時点における売玉の約定値段は473.2円であったところ、約定値段462.0円の売玉が10枚（値洗損合計112万円）、約定値段465.4円の売玉が50枚（値洗損合計390万円）、約定値段468.7円の売玉が30枚（値洗損合計135万円）、約定値段468.2円の売玉が22枚（値洗損合計110万円）、約定値段471.9円の売玉が30枚（値洗損合計39万円）建てられていたため、78.6万円の値洗損（評価損）が生じている上、前記確定損失である約160.7万円も控除すると、この当時の投資可能資金額は約460.7万円（=700.0万円 - 78.6万円 - 約160.7万円）であった。

この取引に関する勧誘は、①約160.7万円の確定損失が生じた原告に対し、投資可能資金額の上限を大幅に引き上げるよう勧誘し、原告が保有する旨本件申込書に申告した年収及び流動資産の合計額（1億8600万円）の3分の1（6200万円）を超える投資可能資金額（70.0万円）に引き上げさせたものであり、これは、年収と保有金融資産額との合計額の3分の1の額を超えて投資上限額を設定してはならず、又は引き上げるべき旨の勧誘を行ってはならないという本件監督指針に反するとともに、原告の収入、預貯金及び有価証券等の合計額の3分の1以下の範囲内で顧客が申告した投資可能資金額を上限とする旨の本件上限基準に反し、さらに新規委託者保護期間中である最初の取引を行う

日から3か月間は、投資可能資金額の引上げを勧めることも適合性原則に照らして不適当であるという本件ガイドラインに反するものである。また、②100枚の売玉を建てた取引は、その当時の原告の投資可能資金額（変更時の投資可能資金額7000万円からこれまでの損失額等を控除した4607万円）のうち、3分の1（約1535万円）を超える取引証拠金（1597万2000円）が必要となる過大な取引であり、3か月以内の一定時点における建玉の取引証拠金の総額が、顧客が申告した投資可能資金額の3分の1を超えないという本件水準に違反するものである。さらに、③売玉を建てた取引は、難平売（売建玉後に金の価格が上昇する局面で、売玉の数量を増やして売玉の平均値段を上げる方法をいう。）であったところ、この勧誘は、損失を回復すべく、過大な取引を継続させて損失を重ね、次第に深みにはまる事態を生じさせる勧誘であるから、危険かつ過大な建玉に関する取引を勧誘したものといえる。したがって、被告商事会社の従業員による取引の勧誘は、いずれにおいても新規委託者保護義務に違反することは明らかである。

(イ) 加えて B は、平成30年1月24日、原告が韓国へ出張するため、新たに合計242枚の買建玉（法214条8号又は規則103条9号に規定された両建取引。以下「本件両建」という。）を行うよう勧誘した。両建は、新たな手数料が必要になるという弊害があることに加え、一方の建玉について反対売買を行って両建を解消すべきかという新たな投資判断が必要となる上、両建をすることなく建玉に値洗損が生じた時点で決済した場合と比較すると、更に損失を拡大させる危険性を有する取引であることからすれば、取引開始から約1か月しか経過していない原告に対して勧誘すべきものではなく、上記勧誘が新規委託者保護義務に違反することは明らかである。

(オ) 以上のとおり、原告は、被告商事会社との頻繁かつ過大な取引により、

合計5332万0200円の損失を被っているから、被告商事会社の従業員による本件取引に係る勧誘は、新規委託者に対して勧めるべき限度を超えた違法なものである。

(3) 建枚の枚数制限

ア 平成10年の商品取引所法の改正前は、各商品取引員の社内規則として、先物取引の開始から3か月間は原則として建玉20枚を超える取引の勧誘ないし受託してはならないという自主規制基準があったところ、新規委託者を保護する同基準は、同基準が廃止されたとしても、先物取引の危険性に何ら変わりはない以上、現在においても妥当するというべきである。

イ A 及びB は、新規委託者であった原告に対し、不招請勧誘を行い、先物取引の仕組みやリスクを十分に理解していない原告に取引を行わせ、わずか約1か月半の間に合計662枚の過大な取引を行わせているから、その勧誘が同基準に反して新規委託者保護義務に違反することは明らかである。

(被告らの主張)

- (1) 原告の主張(1)は争わない。
- (2) 原告の主張(2)について

ア 原告の主張(2)アの主張は争う。平成23年1月7日に本件ガイドラインが廃止され、同日本件ガイドラインに代わって策定された本件監督指針(乙11)には本件水準に関する規定が削除されていたから、新規委託者の保護は、専ら商業先物取引業者の自主規制に委ねられていると解すべきであって、本件水準が現在にも適用される旨の原告の主張は採用できない。

また、本件上限基準は、本件監督指針によると、不招請勧誘禁止の対象とならない顧客(弁護士、司法書士等)に対して例外的に適用される規定であるから、その対象に当たらない原告に適用される規定ではない。

イ (ア) 原告の主張(2)イ(ア)のうち、原告が、平成29年12月25日に11

00万円を送金して本件取引を開始したこと、1週間以内に合計1050万円を送金したこと、同月29日に取引証拠金1333万2000円を要する合計202枚の建玉を行うよう勧誘したことは認め、その余は否認ないし争う。

原告は、本件取引の開始に当たり、投資可能資金額を4000万円と設定する旨の本件申込書に署名押印し、本件申込書を被告方に提出したから、2150万円の取引証拠金を送金させたこと及び合計202枚の売建玉（合計1333万2000円の取引証拠金）を行うよう勧誘したことは、投資可能資金額である4000万円を超える取引証拠金を預託させるものではなく、その売建玉も取引証拠金として投資可能資金額の3分の1（本件水準）である1333万333円を超えるものではないから、違法でない。

(4) 原告の主張(2)イ(イ)のうち、平成30年1月5日に約1607万円の確定損失が原告に生じたこと、原告が同月9日に約1693万円の取引証拠金を送金したこと、同月12日に30枚の売玉を建てる新規建玉をし、その時点で原告の保有する売建玉が合計142枚となったことは認め、その余は否認ないし争う。

原告は、新規委託者保護措置としての一定取引量を算出するに当たり、投資可能資金額から既に発生した損失額等を控除した上、その残額から本件水準を適用してその取引量を計算すべきである旨主張する。しかしながら、本件ガイドラインは、投資可能資金額という枠を設定することにより委託者の保護を図る一方、特に新規委託者については、建玉時に預託する取引証拠金が投資可能資金額の3分の1を超える取引の勧誘をしないことにより、取引数を制限して新規委託者の保護を図っており、前者の規定においては、委託者に生じた損失（評価損を含む。）を投資可能資金額から控除して計算するとしても、後者の規定は、前者の保護

規定と異なる趣旨のものであるから、一定取引量の計算にあたり、投資可能資金額から損失額等を控除するのではなく、取引開始時に申告した投資可能資金額を基準に取引量の上限を算出すれば足りると解される。

そうすると、原告の上記主張は失当であり、原告が142枚の売建玉（合計937万2000円の取引証拠金）を行ったとしても、これは、取引開始時に申告した投資可能資金額4000万円の3分の1を超えるものではないから、新規委託者保護義務に違反するとはいえない。

(ウ) 原告の主張(2)イ(ウ)のうち、原告が平成30年1月19日に投資可能資金額を7000万円に引き上げたこと、同月22日に取引証拠金400万円を送金して新たに売建玉100枚を行ったこと、同建玉時点で値洗損が合計786万円であったことは認め、その余は否認ないし争う。

まず、①については、原告は、本件取引開始時、約1億4000万円の流動資産を有し、また、150戸から200戸の不動産を有しており、年収も給与所得1600万円及び不動産収入4000万円であったため、被告商事会社は、本件仲介規程に従い、投資可能資金額を4000万円から7000万円に増額させることを許可したのであって、その手続が本件仲介規程に反するとはいえない。また、本件監督指針は、前記アのとおり、原告には適用されないものであるし、本件ガイドラインも既に廃止されたものである。したがって、投資可能資金額を7000万円に引き上げたことが違法であるとはいえない。次に、②については、原告は、242枚の売建玉（1597万2000円の取引証拠金）を保有していたところ、この時点の確定損失及び値洗損を投資可能資金額から控除しなければ、これは、増額後の投資可能資金額7000万円の3分の1である2333万3333円を超えるものではないから、本件水準には違反しない。さらに、③については、原告は、被告商事会社から、売玉を縮小することにつき助言を受けたにもかかわらず、商品先物取引を

続けることを自ら希望して難平売を行うことを選んだのであるから、その勧誘も新規委託者保護義務に違反するとはいえない。

(1) 原告の主張(2)イ(エ)のうち、原告が合計242枚の買建玉（両建）を行ったことは認め、その余の主張は争う。Bは、「値動きが予想に反した場合は建玉を損切するか、入金で対応するのが基本であること」、「ただし、損切りを回避したい場合や急激な価格変動で思った以上に損が増大した場合等には、反対玉を建てて両建とすることで、一時的に損を固定して相場状況を見守ることができること」等を原告に説明したところ、原告は、建玉の損切や取引証拠金の入金に消極的であり、平成30年1月26日に韓国出張を控えていたことも相まって、相場の変化を見守るために、本件両建を行うことを自らの意思に基づいて決定したのであり、この勧誘が新規委託者保護義務に違反するとはいえない。

(3) 原告の主張(3)のうち、原告主張の自主規制基準が40年前に実施されたこと、原告が約1か月半の間に合計662枚の建玉を行ったことは認め、その余は否認ないし争う。同基準は、商品取引員の間で決議された自主規制にすぎない上に、30年前に廃止されたルールであるから、現在において同基準は適用されない。

6 爭点6（過当な反復売買及び無意味な特定売買の有無）

（原告の主張）

（1）過当な反復売買について

反復売買は、委託者が委託した金額の大部分を手数料として負担することになる反面、商品先物取引業者等が委託者の犠牲の下に多額の手数料を得ることになるから、短期間の過当な反復売買は、先物取引の仕組みや危険性を把握した委託者による手法ではないとして、それ自体が商品先物取引業者による手数料稼ぎのため勧誘されたものと推認させるものであり、その勧誘は、投資について適切な判断が困難な委託者が不測の損害を被ることを防止し、

適切な投資判断を行うよう保護、育成する注意義務に違反するものである。

そして、過当な反復売買に当たるかどうかは、売買回転率や手数料化率等を踏まえて検討すべきである。

本件取引において、全取引回数を取引日数で除し、これに3.0を乗じて得られる客観的数値である売買回転率(月間回転率)は、①全取引を合算しない場合には、新規建玉が合計11回(売付が8回、買付が3回)、仕切(決済)が合計50回(売付が3回、買付が47回)、全取引回数が合計61回であり、その取引期間が47日間であるため、31.91回であり、②全取引を同商品、同限月、10分以内の取引について1つの取引として合算(以下同じ。)した場合には、新規建玉が合計9回(売付が7回、買付が2回)、仕切(決済)が合計12回(売付が3回、買付が9回)、全取引回数が合計21回であるため、売買回転率は7.66回であった。売買回転率が3回を超える場合には、過当な反復売買であったというべきところ、売買回転率7.66回という数値は、委託者に対して短期間の値動きによって決済するか否かの判断を迫ったこと示し、損失を戻したい又は利益を得たいという委託者の心理を利用して頻繁な取引の勧誘があり、委託者の利益を犠牲にして手数料を稼ぐために勧誘されたことをうかがわせる。また、本件取引において、損金に占める手数料の割合である手数料化率は、原告の損金が533.2万0200円で、手数料が142.9万9200円(消費税税込み)であるため、約26.82パーセントであった。主務省が手数料化率を10パーセント以下にするように指導する旨報道されていた事情を考慮すると、手数料化率が10パーセントを超れば、違法な反復売買が推認されるべきであるところ、手数料化率約26.82パーセントという数値は、委託者の利益を犠牲にして手数料を稼ぐ目的があったことをうかがわせるものである。

(2) 無意味な特定売買の有無

ア 両建を含む特定売買は、手数料を要するのみで、委託者の利益に反する

取引であることから、全取引のうち特定売買の占める頻度が高ければ、特段の事情がない限り、商品先物取引業者等が自己の利益のために無意味な特定売買を繰り返したと推認され、その勧誘は、投資につき適切な判断が困難な委託者が不測の損害を被ることを防止し、適切な投資判断を行い得るよう保護、育成する注意義務に違反するものである。

原告は、本件取引において、①全取引を合算しない場合には、合計4回の両建を行い、その特定売買比率（全特定売買の回数を仕切取引の件数で除した数）は8パーセントであり、②全取引を合算した場合には、合計3回の両建を行い、その特定売買比率は2.5パーセントであった。特定売買比率2.5パーセントという数値は、主務省が特定売買比率を2.0パーセント以下にするよう指導する旨の報道があった事情を考慮すると、委託者の利益を犠牲にして手数料を稼ぐ目的があったことをうかがわせるものである。

イ これに対し、被告らは、両建には相場の状況を見守るメリットがあり、本件取引における両建には収益性を拡大させる目的があった旨主張する。しかしながら、まず、法214条8号では、同一限月・同一枚数の両建について勧誘することを禁止行為と規定し、規則103条9号では、異限月・異枚数の両建につき、その取引を理解していない委託者に対して勧誘することを禁止行為と規定しており、両建の勧誘は、損失を出したくないという委託者の心理に付け込み、両方の建玉を行うことにより、自己の建玉状況を把握することを困難にさせて、自己の相場観が外れた場合に損失が顕在化することを先延ばしにして、相場を冷静に見直すことが可能となるメリットを享受できずに、相場判断を保留する者に対して手数料を払わせて将来の取引を約束させ、積極的な相場判断を強要するものであるから、そもそも両建に合理性がない。そして、両建に合理性がないことを描くとしても、両建が仕切と比較して経済的優位性がないにもかかわらず、

B

は、原告に対し、売玉の枚数と同数の買玉を新規に建てる旨の両建取引を勧誘した後、「両建になってしまったので、売りも買いも両方のポジションをそれぞれ落としていき、必要な証拠金をいったん減らしてみてはどうか。」などと勧誘し、両建の同時仕切りを行わせて、委託者を犠牲に手数料を稼ぐ有害で無益な取引を勧誘した。そうすると、本件取引における両建は、その趣旨を理解していない原告に対し、勧誘したものであって、合理性がないことが明らかである。

(3) そうすると、被告商事会社の従業員は、本件取引において、手数料を稼ぐことを目的とし、過当な反復売買を原告に勧誘し、無意味な両建をさせたのであるから、上記注意義務に違反する。

(被告らの主張)

(1) 原告の主張(1)について

原告の主張は否認ないし争う。まず、本件取引が過大ないし過当であったか否かは、原告の属性（収入、投資経験、取引に投下した資金、性格、投資への取り組み方等）との関係で相対的に検討すべきであって、売買回転率や手数料化率によって決まるものではない。原告は、本件取引の開始時、投資可能資金額を4000万円に設定し、その後、投資可能資金額を7000万円に増額しているところ、原告が本件取引により失った資金は5332万0200円であり、投資可能資金額の範囲内に収まっているから、本件取引が過当取引であったとはいえない。

なお、売買回転率に関する原告の主張は誤っており、本件取引の売買回転率は、全取引の合算の有無にかかわらず、新規建玉が合計9回（売付が7回、買付が2回）、仕切（決済）が合計9回（売付が3回、買付が6回）であり、取引期間が57日間であったため、4.74回であった。

(2) 原告の主張(2)について

原告が本件取引において両建をしたことは認め、その余は否認ないし争う。

原告は、平成30年1月24日に買玉200枚、同日に買玉42枚を建てる両建を行っているところ、両建は、商品先物取引において相場を凌ぐ有用な手法として利用されており、相場の先行きが読めないときに相場をひとまず休む場合、長期予測が上昇で日先が下落の場合に買玉と売玉を建てる場合、既存の建玉が値洗損となっているときに同枚数の反対玉を新規に立てて値洗損を固定した上でその後の相場動向に応じて両方の建玉で利益を求める場合等に有用であるところ、原告は、両建により新たに手数料がかかるとしても、平成30年1月24日、それまで原告の予想に反する相場状況であり、韓国に行く予定であったことから、売玉の値上がりリスクを回避するため、合計242枚の買玉を建て、相場状況を見守ることにしたのであって、その判断が不合理であるとはいえない。

そうすると、本件取引における両建には合理的な目的がある以上、両建の回数をもって、手数料稼ぎを推認することはできない。

なお、原告は、法214条8号及び規則103条9号の規定を指摘するが、同一限月・同一枚数の両建に関する勧誘が禁止され、異限月・異枚数を理解していない委託者から委託を受けることが禁止されているにどまり、両建自体は禁止されていない。また、法220条の4第1項2号、2項2号のとおり、特定委託者及び特定当業者との関係では、両建に関する規定の適用が除外されているから、両建が直ちに不合理であるとはいえない。

7 爭点7（一任売買の有無）

（原告の主張）

商品先物取引業者は、取引の種類、商品、限月、取引枚数等についての顧客からの具体的な指示を受けないで取引の委託を受けてはならない義務を負う（法214条3号、規則101条）。

原告は、A及びBから、断定的判断の提供を受け、また、商品先物取引の危険性等について十分な説明がなかったことから、Aに任せていれば



利益が出るものと誤信し、原告がその当時多忙であったことも相まって、取引を同人らに一任していた。これは、取引ごとに被告商事会社に手数料を支払う必要があるのに、わずか1ヶ月半の間に合計662枚の取引がなされていることから明らかである。

そうすると、被告商事会社は、一任ないし実質的な一任により、違法に原告から本件取引を受託していたというべきである。

(被告らの主張)

原告の主張のうち、原告が1ヶ月半の間に合計662枚の取引をしたことは認め、その余は否認する。原告は、各取引の都度、AやBらと意見交換をし、同人らにより提供された情報のほか、自ら取得した情報を収集・分析した上で、原告の相場観のもとに本件取引を行っていた。そうすると、被告商事会社が一任ないし実質的な一任による本件取引を原告から受託していたとはいえない。

8 爭点8（被告証券会社の原告に対する差損金支払請求が信義則に反するか）

(原告の主張)

被告証券会社は、本件委託契約に基づき、本件取引を終了した時点で生じた仕切差損金のうち取引証拠金を控除した残額である691万0200円の仕切差損金を請求しているところ、本件取引では、本件取引の勧誘から終了に至るまで、被告商事会社の従業員により、不招請勧誘禁止違反、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、無意味な特定売買、過当な反復売買及び一任売買に当たる違法な勧誘行為があった。そして、原告は、上記違法な勧誘により、約1か月半の間に合計662枚の建玉をして5332万0200円もの損失を生じさせた反面、被告らは、1429万9200円の手数料（税込み）を收受したのであるから、被告証券会社による差損金の請求は、違法に勧誘しながら本件委託契約に基づき差損金を求めるものであって、当事者間の実質的な公平の観点から、信義則に反して許されない。

(被告証券会社の主張)

原告の主張は否認ないし争う。被告らは、本件取引において違法な行為を行つてないから、被告証券会社の差損金請求は、信義則に違反しない。

9 争点9 (原告の損害の有無及びその額)

(原告の主張)

原告は、被告商事会社の従業員の不法行為により、預け入れた取引証拠金により充當された仕切差損金相当額4641万円の損害を被った。

また、原告は、本件訴訟につき訴訟代理人弁護士に委任することになったから、請求額の約1割である464万円の弁護士費用は、被告商事会社の不法行為と相当因果関係を有する損害である。

(被告らの主張)

原告の主張は否認ないし争う。

10 争点10 (過失相殺の可否)

(被告らの主張)

原告は、本件取引の仕組み、ルール、危険性について十分理解していた上に、約1607万円の損失が生じた以降も、取引を中止することなく継続し、被告商事会社の従業員から減玉のアドバイスを受けるなか、挽回を期すため投資可能資金額を増額したのであるから、仮に原告の損害賠償請求が認められるとしても、原告には損害の発生及びその拡大について責任がある以上、過失相殺すべきである。

(原告の主張)

被告らの主張は争う。原告は、前記のどおり、本件取引以前、先物取引の経験がなかったにもかかわらず、被告らは、原告から先物取引の勧誘を招請されていないのに、原告に対し、原告の収入、財産状況及び投資意向に反する過大な取引を行うよう勧誘した上で、本件申込書に虚偽の収入ないし財産状況を記載するよう原告に指示したり、断定的な情報を提供したりするなどして、不招

請勧誘禁止違反、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、断定的判断の提供等の違法な勧誘により取引を開始ないし継続させた末、被告らの手数料を不当に稼ぐ目的で無意味な両建取引をさせたのであり、このような事情を合わせて考慮すれば、本件において原告の損害は、その全額が回復されるべきであり、当事者の公平に照らすと、過失相殺をすべきではない。

第5 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告の経歴及び投資経験等

ア 原告は、昭和5年 [] 月 [] 日生まれの男性であり、本件取引当時、3 [] 歳であった。原告は、[] 大学 [] 学部を卒業後、[] に数年間勤務し、グローバル企業向けのコンサルティング営業や営業企画開発を担当し、法人営業部においてマネジメントに従事した。その後、原告は、[] 関係のグローバル企業である[] に転職し、本件取引当時、マネージャーとして勤務し、マーケティング（国内及び海外）や営業部マネジメントに従事していた。なお、本件取引当時の給与収入は、133.4万1523円であった。

（甲A1, 85, 乙19, 55, 原告本人）

イ 投資に関する経験等

原告は、本件取引以前、先物取引の投資経験はないものの、ファイシャルプランナーの資格を有し、金融、税制等の知識を有していた。また、原告は、上記[] に勤務していた頃、リスクマネージャーとして資格を取得し、企業リスクをマネジメントする方法等につき知識を有していた。さらに、原告は、不動産投資をする目的で、[]

(以下「本件合同会社」という。) [REDACTED] 及び [REDACTED]

[REDACTED] (以下、本件合同会社と合わせて「原告合同会社」という。)

を設立し、原告又は原告合同会社の名義で不動産を所有しており、平成18年頃から不動産投資の経験があった。なお、本件取引がされた平成29年度の原告及び原告合同会社の売上高は、ローン等が控除される前の金額として合計2915万8247円であった。

(甲A85, 乙20, 37~43, 55, 原告本人)

ウ その他の事情

(ア) 原告は [REDACTED] 大学 [REDACTED] 学部の頃から起業し、遅くとも令和2年12月1日までの間に、約10社のベンチャー企業の立ち上げに関与し、それらの企業の株主又は役員を務めていた。

(イ) [REDACTED] は、平成29年12月18日、不動産の売買、賃貸、仲介及び管理を目的として、資本金999万円で設立された株式会社である。原告は、[REDACTED] の取締役に就任し、本件取引当時も同社の取締役であった。また、原告は、遅くとも令和2年12月18日には、同社の代表取締役の地位に就いていた。なお、同社は、本件取引が終わった後の同年3月2日に資本金を3199万円に変更した旨登記されている。

(ウ) [REDACTED] は、平成26年7月31日、農作物の生産、販売、卸業及び輸出入等を目的として、資本金2億1000万円で設立された株式会社であり、平成31年3月29日に資本金が2億6000万円から3億1000万円に変更された旨登記された。原告は、本件取引が終わった後の同月26日、[REDACTED] の取締役に就任した。

(エ) [REDACTED] は、平成24年1月31日、農作物の生産、販売、卸業及び輸出入等を目的として、資本金6000万円で設立された株式会社である。原告は、本件取引が終わった後の令和2年

6月30日、[REDACTED]の代表取締役に就任した。

(甲A85~91、原告本人)

(2) 本件取引期間中の原告の財産状況等

ア 本件取引開始当時の財産状況

原告は、平成29年12月16日、本件取引を始めるため、被告らに対し、本件申込書を提出したところ、その当時の原告及び原告合同会社名義の預金残高は、少なくとも約1400万円であった。

イ 投資可能資金額増額を申し出た当時の財産状況

原告は、平成30年1月19日、本件取引を継続するため、投資可能資金額を7000万円に増額する旨申し出たところ、その当時の原告及び原告合同会社名義の預金残高は、少なくとも約960万円であった。

ウ 本件取引終了時の財産状況

本件取引は、平成30年2月9日に終了したところ、その当時の原告及び原告合同会社名義の預金残高は、少なくとも約110万円であった。

(甲A45, 74~81, 乙18, 33, 35~40, 44~53)

(3) 本件取引開始に至る経緯等

ア 平成29年12月11日ないし同月13日

原告は、本件取引開始前、本件合同会社名義で不動産を購入し、不動産投資をしていたところ、原告は、平成29年12月11日、確定申告書の作成を依頼している税理士法人から、消費税増税に伴う節税対策のために金地金取引を開始することについて提案された。そこで、税理士法人から紹介を受けた被告商事会社は、外務員である[A]をして、同日又は翌日である同月12日、原告に対し、金地金取引に関して電話をかけた。

その際、[A]は、金地金取引に関する説明をするため、原告との面談の日程を調整し、[A]及び原告は、翌日の同月12日又は翌々日の同月13日に面談することになった。なお、電話の際は、日程調整に関するやり

取りが行われ、商品先物取引に関する勧誘は一切なかった。

そして、原告は、同月12日又は13日、[]内のファミリーレストランでAと面談した際、Aに対し、1000万円を原資に本件合同会社名義で金地金取引をして節税対策を行いたい旨伝えたところ、

Aは、原告に対し、「金地金取引のご案内」と題する書面(甲A14)を交付するとともに、金の価格チャート表を示しながら、「現在の相場が下がりすぎていて、これから上がる余地が十分にあり、勝てる可能性が高い。」などと説明した上で、「これから商品先物取引を始める方にとては買い時かもしれません。」と述べ、商品先物取引を原告個人名義で行い、そこで増やした資金を金地金取引に用いる方法等について説明した。

(甲A14、原告本人、弁論の全趣旨)

イ 平成29年12月14日

(ア) 原告は、平成29年12月14日午後3時30分頃、被告商事会社を訪れ、金地金取引を開始するためAと面談した。そこで、原告は、本件合同会社名義で金地金取引を始めるに当たって、本件合同会社の履歴事項証明書等を提出し、併せて、本件合同会社名義で「貴金属地金・製品買取注文書」(甲A15)を10通程度作成し、Aに交付した。

(イ) その後、Aは、通常取引の先物取引を勧誘するには、「通常取引に係る勧誘の招請依頼書」(甲A16。以下「本件招請依頼書」という。)を提出してもらう必要がある旨原告に説明し、原告は、同日午後3時50分頃、本件招請依頼書を作成した。なお、本件招請依頼書には、「私は、商品先物取引の通常取引(商品市場における相場等に係る変動により損失の額が取引証拠金等の額を上回るおそれのある商品取引契約に基づく取引)についての契約の締結を目的とした勧誘を受ける意思があることを申出いたします。」との記載が印字されており、原告は、同記載の下部「申出日時」欄に「平成29年12月14日15時50分」、

「場所」欄に「カネツ商事本社6階」、「応対者」欄に「[A]」とそれぞれ記入し、署名押印した。

(イ) そして、原告は、同日午後4時25分頃、「適合性の原則に係る申出書」(本件申出書)を作成した。本件申出書には、「私は、『適合性の原則に照らして不適当と認められるおそれのある勧誘の対象者』として下記事項に該当することについて説明を受け十分理解しています。」との記載が印字されており、原告は、自身が「デリバティブ取引の経験がない者」に該当する一方で、①商品先物取引を行うに必要と思われる資産として5000万円以上があり、②通常取引の商品先物取引の仕組み、リスク等十分理解しているから、適合性原則の例外要件を満たしている旨記入し、本件申出書に署名押印した。

(エ) [A]は、同日、原告との面談後、管理部に対し、原告が本件仲介規程8条(不適当と認められるおそれのある勧誘の対象となる不適格者)に該当するため、本件招請依頼書や本件申出書などの必要書類を添え、原告に対する勧誘の許可を申請したところ、同管理部は、通常先物取引の勧誘を原告に行うことを許可(甲A18)した。そこで、[A]は、原告に対し、通常取引の勧誘をすることにつき許可があつた旨電話連絡した。

(甲A15～18、乙5.5、原告本人)

ウ 平成29年12月16日

(フ) [A]は、平成29年12月16日午後1時頃、原告と面談した際、原告に対し、商品先物取引に関する説明資料として、被告商事会社作成の「入門のしおり」(乙4)、被告証券会社作成の「契約締結前交付書面：商品先物取引(通常取引契約)」等(乙5、甲A19)及び受託契約準則(甲A2、乙8)並びに被告らの手数料額一覧表等の必要書類(甲A4、20)を交付した。

(イ) 「入門のしおり」(乙4)には、要旨、次の記載があった。

まず、被告証券会社では、取引は委託者当初証拠金（建玉時に必要な証拠金であり、建玉を保持するため常に維持する証拠金）を預けてから開始となるが、その後の相場が思惑と逆の方向に動いて、値洗損益の通算額（その時点での計算上の損益金）が委託者当初証拠金（維持証拠金）を割り込んだ場合、現金で補っていく証拠金制度について記載があった。

次に、「予想に反した時の対処方法」として、①「決済 相場が予想に反した場合、値洗損が大きくならないうちに、損覚悟の上で決済します。」、②「不足金の入金 相場が予想に反し、毎日の帳入値段（※）等による計算上の値洗損益金通算額が維持証拠金額を割り込んだ場合、取引を継続するためには、その割り込んだ分の資金（不足額）を常に預託する必要があります。（※）帳入値段…現在取引中の建玉について、日々仮の損益計算をするが、その際の計算基準となる価格を「帳入値段」と表現する。通常、その日の最終価格となる。〈注意〉 値洗損益金通算額が維持証拠金を割り込むまでは、そのまま取引を継続できる。また、不足金を預託しない場合は、建玉を決済することになります。」、③「難平（ナンピン） 買い建玉の後の価格の下落局面では、更に買玉の数量を増やして買玉の平均値段を下げ、あるいは、売り建玉の後の価格の上昇局面では、更に売玉の数量を増やして売玉の平均値段を上げる方法です。〈注意〉 難平を行った後も相場が予測通りにならない場合は、当初よりも損失が大きくなるので、充分な資金量が必要です。」、④「両建（リョウダテ） 現在の取引と逆の取引（買い建玉の時は新たに売り建てし、売り建ての時は新たに買い建てる）を行うことで値洗損を一時的に軽減または固定します。〈注意〉 両建の場合、手数料は建玉した分に応じて必要です。また、同一限月で同枚数の両建の場合は値洗が変動しませんが、異なる限月、異なる枚数の両建の場合は値洗が変動し

ます。」との記載があった。

さらに、「商品先物取引を行う上での留意点」として、「営業のアドバイスは一つの見方であり、絶対ではないことから、他人任せの取引は絶対に避け、売買はご自身で決断して、自己責任取引を十分理解してから取引に参加してください。」、「お客様は取引を開始するにあたって、投下可能な資金の限度額（投資可能資金額）を決めることが必要です。投資可能資金額は、損を被っても生活に支障のない範囲で設定してください。」、「当社では、全取扱商品を対象とした預り証拠金のプール計算を行います。また、値洗はリアルタイムでその計算を行い、即時お客様の口座に反映させます。日中立会終了時に不足金が発生している場合は、日中立会終了後に営業担当者よりご連絡いたします。不足金額の解消には、翌営業日の12:00（預託期日）までに不足相当額以上の金額をご入金いただくか、または不足金額に見合う建玉をお客様ご自身で処分し、不足金の解消を進める必要があります。万一、預託期日までに証拠金不足の解消が確認できない場合は、当社はその建玉を処分するにあたっては、その内容を事前にお客様に通知することなく、当該営業日の13:00よりお客様の計算により取引口座の全建玉を処分することになります。」、「実際の取引金額は取引開始当初に預託する委託者当初証拠金額の約10～50倍もの金額であるため、取引の額が取引に必要な証拠金の額を上回る可能性があります。この特性から、大きな利益が生じる可能性がある一方で、損失が取引に必要な証拠金の額を上回るおそれもあります。」、「取引に際しては手数料の支払いが必要で、その金額は1296円～21,600円です（平成29年10月2日現在。1枚あたり、いずれも商品により異なります。）。なお、手数料のうち9割が媒介手数料となります。」との記載があった。

(ウ)「契約締結前交付書面（商品先物取引「通常取引契約」）」(乙5)に

は、①商品先物取引のリスクとして「相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。」、
②建玉の値洗い（含み損益）として「お客様が保有する建玉（たてぎょく）については、日々、約定値段（やくじょうねだん）とその日の帳入値段（ちょういれねだん）（商品取引所が定める清算値段のことです。）との価格差が計算されます。これを『値洗い（ねあらい）（含み損益）』と言います。また、『値洗い』が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損といい、お客様の保有する全ての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを『値洗損益金通算額（ねあらいそんえききんつうさんがく）』と言います。値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要が生じことがあります。（証拠金の詳細については後述します。）その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。」、③証拠金について「お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金を当社は維持証拠金と言います。」「お客様が新たに建玉をするために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を委託者当初証拠金と言います。」「受入証拠金の総額とは、お客様が預託した現金、有価証券等（充用額）及び受け払いの済んでいない差引損益金【売買差損益金から当該お取引に係る手数料（消費税を含む）を差し引いた額、損の場合はマイナス】の合計額から値洗損益金通算額（損の場合のみ）を差し引いた金額を『受入証拠金の総額』と言います。」「建玉を維持するためには、この受入証拠金の総額が維持証拠金必要額を下回らないように、証拠金を